答弁第一四四号

内閣衆質二○八第一四四号

令和四年六月二十四日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

議院議長

衆

細

田

博

之殿

衆議院議員中谷一馬君提出デジタル庁の諸課題に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中谷一馬君提出デジタル庁の諸課題に関する質問に対する答弁書

一について

令和三年九月一日時点において、デジタル庁の常駐の職員(同庁の業務が主たる公務である同庁の職員

をいう。以下同じ。)の数は、五百七十一人である。

二について

お尋ね の「人事交流による採用、 転任等を含む」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 令和

三年九月から令和四年五月までの間に、 人事院規則八一一二 (職員の任免) 第四条に規定する採用、 転任

又は併任により、デジタル庁の常駐の職員となった者 (同条第十三号に規定する期間業務職員 (以下 「期

間業務職員」という。)であって、同年三月三十一日に任期満了により退職をし、 同年四月一 日に採用さ

れた者を除く。)の数は、八百四十二人である。

お尋ねの 「そのうち省庁から出向している職員数、 民間出身の職員数、 新規学校卒業者の職

その他 (T) 職員数」 の意味するところが必ずしも明らかではないが、 常勤国家公務員出身又は常勤 地 方公務

員出身の者 (以下「公務員出身の職員」という。) の数は五百人、 常勤国家公務員出身又は常勤地方公務

者の中からデジタル庁が採用した者の数は十二人、 技能職員を除く。) 員出身ではない者 (国家公務員採用試験合格者の中からデジタル庁が採用した者並びに事務補助職員及び (以下「民間出身の職員」という。) の数は二百六十九人、 事務補助職員及び技能職員 (以下「事務補助職員等」 国家公務員採用試験合格

三について

という。)

の数は六十一人である。

除く。以下同じ。)をした者の数は四十三人であり、これは四についてで述べる任期満了で退職をした者 年三月三十一日に任期満了により退職をし、 の人数を含むものであるところ、この四十三人のうち、公務員出身の職員であった者は二人、 令和三年九月から令和四年五月までの間に、 同年四月一日に採用された場合の当該任期満了による退職を デジタル庁の常駐の職員のうち退職 (期間業務職員が、 民間出身の 同

四について

職員であった者は二十八人、事務補助職員等であった者は十三人である。

任用は、 お 尋ね 雇用契約ではなく国家公務員法  $\mathcal{O}$ 「契約任期」 及び 「契約期間」 (昭和二十二年法律第百二十号) 等の法令の規定に基づき行われ の意味するところが必ずしも明らかではな いが、 国家公務員の

駐 駐 事務補助職員等であった者は二人である。また、 るものであり、令和三年九月から令和四年五月までの間に任期満了を迎える予定であったデジタル庁の常 に任期満了を迎える予定であったデジタル庁の常駐の職員のうち、 二人、民間出身の職員であった者は二十三人、事務補助職員等であった者は九人である。 一の職員のうち、任期満了前に退職をした者の数は三人で、そのうち、民間出身の職員であった者は一人、 の職員のうち、任期満了で退職をした者の数は三十四人で、そのうち、公務員出身の職員であった者は 同期間に任期満了を迎える予定であったデジタル庁の常 任期を更新した者の数は十六人で、そ さらに、 同期間

## 五について

のうち、

公務員出身の職員であった者は九人、

民間出身の職員であった者は七人である。

業からも人材を積極的に受け入れることで、職員を十分に確保してまいりたい。 国家公務員出身の人材について関係府省庁の協力を得ながら確保するとともに、 地方公共団体や民間企

## 六について

とから、 個別  $\mathcal{O}$ お答えすることは差し控えたいが、政府としては、石倉洋子前デジタル監の退任理由については、 人事に関する検討の過程については、 公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるこ

本人が退任に当たり、令和四年四月二十六日に、 「note」(note株式会社が提供するSNSをい

う。)において、「私はデジタルやテクノロジーの専門家でもありません」、「新しい組織において、官

民の多様な経験を持つ人材が活躍できるように、これまでの戦略や組織の活動、 それも日本の組織だけで

なく、海外との交流、 協働を通じて得られた私の知見や経験が活かせるのではないか、 と考え、 お引き受

けしました。」、「当初の私の役割を終え、 適切なタイミングで次の世代に引き継ぎたいと考えていまし

た。」及び「これまで多くの皆さんに、 色々サポートしていただいた」と述べているとおりであると考え

ている。

七の1について

お尋ねについては、 個別の候補者に関することであり、お答えすることは差し控えたい。

七の2について

お尋ねについては、 政府内部の採用過程における詳細に関することであり、 個々にお答えすることは差

し控えたい。

八及び九について

報共有をしたりということも大変盛んに行わせていただいているところ」と答弁したとおりである。 ことですとか、またオールハンズ、全職員がオンライン上で集って意見交換をしたり、 において牧島国務大臣が「民間企業で行っているようなワン・オン・ワンの議論を行う場をつくっている か」については、令和四年四月二十二日の参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 お尋ねの「職員の不満について、政府はどのように捉えているのか」及び「どのように改善を図る考え 又はチャットで情

また、 お尋ねの「アンケート内容」については、 組織内部の情報であり、 現時点で公表することは考え

ていない。

十から十二までについて

速 臣であり、 !かつ重点的に実施すべき施策を明記した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 議決定。 お 尋ねの 以下 同庁においては、 「最大の成果」 「重点計画」という。)を策定し実行するなど、デジタル社会の実現に関する司令塔とし の意味するところが必ずしも明らかではないが、デジタル庁の長は内閣 内閣総理大臣の統括の下、 目指すべきデジタル社会の実現に向けて政 (令和四年六月七日 総理大 府が迅

ての役割を果たしているところである。

閣

## 十三について

ジタル庁がデジタル社会の実現に向けて実施すべき施策は重点計画でお示ししているとおりであり、これ お尋ねの「どのような事象に苦労をしているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、デ

らの施策を着実に実施することで、デジタル社会の実現に関する司令塔として社会全体のデジタル化を推

進していく必要があると認識している。